

令和6年(2024年)8月28日
区民委員会資料
区民部戸籍住民課
区民部税務課

住民基本台帳に関する事務及び地方税等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の一部変更について

住民基本台帳事務及び税務事務における個人番号（マイナンバー）の利用に関し、住民情報システムの標準化に伴い、特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのデータ保管場所が庁内のサーバからガバメントクラウドへ変更となることから、特定個人情報保護評価書の一部を変更する。

1 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）を保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講ずることを宣言するものである。

特定個人情報の保有対象人数が30万人以上であるため、全項目評価を実施する。

2 変更を行う特定個人情報保護評価書

(1) 評価書名称

「住民基本台帳に関する事務 特定個人情報保護評価書」

「地方税等に関する事務 特定個人情報保護評価書」

(2) 主な変更内容

特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのデータ保管場所を庁内のサーバからガバメントクラウドへ変更する。

3 パブリック・コメントの実施

変更する評価書の素案について、広く区民等の意見を求める。

(1) 実施時期

令和6年8月29日（木）～令和6年9月27日（金）

(2) 公表方法

中野区ホームページ及び閲覧（区民活動センター、区政資料センター、戸籍住民課及び税務課）。なお、区報（9月5日号）、区ホームページにより区民へ周知を行う。

4 パブリック・コメント後の手続

パブリック・コメントによる区民等の意見を反映した案について、個人情報保護審議会の点検を受ける（第三者点検。実施予定は令和6年11月）。

第三者点検が終了し確定した評価書を国（個人情報保護委員会）へ提出するとともに、区ホームページで公表する。